

生活保護受給者等就労支援事業における支援要請担当者一覧（ハローワーク●●管轄分）

地方公共団体名		●●市	〇〇市	▲▲町・△△村
生活保護受給者の支援要請担当者	担当者名	××××	××××	××××
	職名	査察指導員	ケースワーカー	ケースワーカー
	事業における役割	福祉事務所総括コーディネーター	福祉事務所担当コーディネーター	福祉事務所担当コーディネーター
	安定所に対する支援要請の方法	直接要請	統括コーディネーター経由で要請	直接要請
	所属機関	●●市福祉事務所	〇〇市福祉事務所	●〇県▲△地区福祉事務所
	住所	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
	担当者の所属機関の管轄部局	●●市□□課	〇〇市□□課	●〇県△△課
	管轄部局の責任者名	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
児童扶養手当受給者の支援要請担当者等	担当者名	××××	××××	××××
	職名	母子自立支援プログラム策定員	母子自立支援プログラム策定員	ケースワーカー
	事業における役割	福祉事務所担当コーディネーターの代理	福祉事務所担当コーディネーターの代理	福祉事務所担当コーディネーター
	安定所に対する支援要請の方法	直接要請	直接要請	直接要請
	所属機関	●●市母子家庭等就業・自立支援センター （財）●●市母子寡婦福祉連合会	〇〇市△△福祉会館	●〇県▲△地区福祉事務所
	住所	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
	担当者の所属機関の管轄部局	●●市△△課	〇〇市△△課	●〇県△△課
	管轄部局の責任者	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
	就労支援チーム準構成員名	××××	××××	
	職名	母子自立支援員	母子自立支援員	
連絡先	××××	××××		

生活保護受給者等就労支援事業における支援要請担当者一覧（ハローワーク●●管轄分）

地方公共団体名		●●市	〇〇市	▲▲町・△△村
生活保護受給者の支援要請担当者	担当者名	××××	××××	××××
	職名	査察指導員	ケースワーカー	ケースワーカー
	事業における役割	福祉事務所総括コーディネーター	福祉事務所担当コーディネーター	福祉事務所担当コーディネーター
	安定所に対する支援要請の方法	直接要請	統括コーディネーター経由で要請	直接要請
	所属機関	●●市福祉事務所	〇〇市福祉事務所	●〇県▲△地区福祉事務所
	住所	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
	担当者の所属機関の管轄部局	●●市□□課	〇〇市□□課	●〇県△△課
	管轄部局の責任者名	××××	××××	××××
連絡先	××××	××××	××××	
児童扶養手当受給者の支援要請担当者等	担当者名	××××	××××	××××
	職名	母子自立支援プログラム策定員	母子自立支援プログラム策定員	ケースワーカー
	事業における役割	福祉事務所担当コーディネーターの代理	福祉事務所担当コーディネーターの代理	福祉事務所担当コーディネーター
	安定所に対する支援要請の方法	直接要請	直接要請	直接要請
	所属機関	●●市母子家庭等就業・自立支援センター （財）●●市母子寡婦福祉連合会	〇〇市△△福祉会館	●〇県▲△地区福祉事務所
	住所	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
	担当者の所属機関の管轄部局	●●市△△課	〇〇市△△課	●〇県△△課
	管轄部局の責任者	××××	××××	××××
	連絡先	××××	××××	××××
	就労支援チーム準構成員名	××××	××××	
	職名	母子自立支援員	母子自立支援員	
連絡先	××××	××××		

母子家庭の母親の看護師・介護福祉士等の資格取得支援

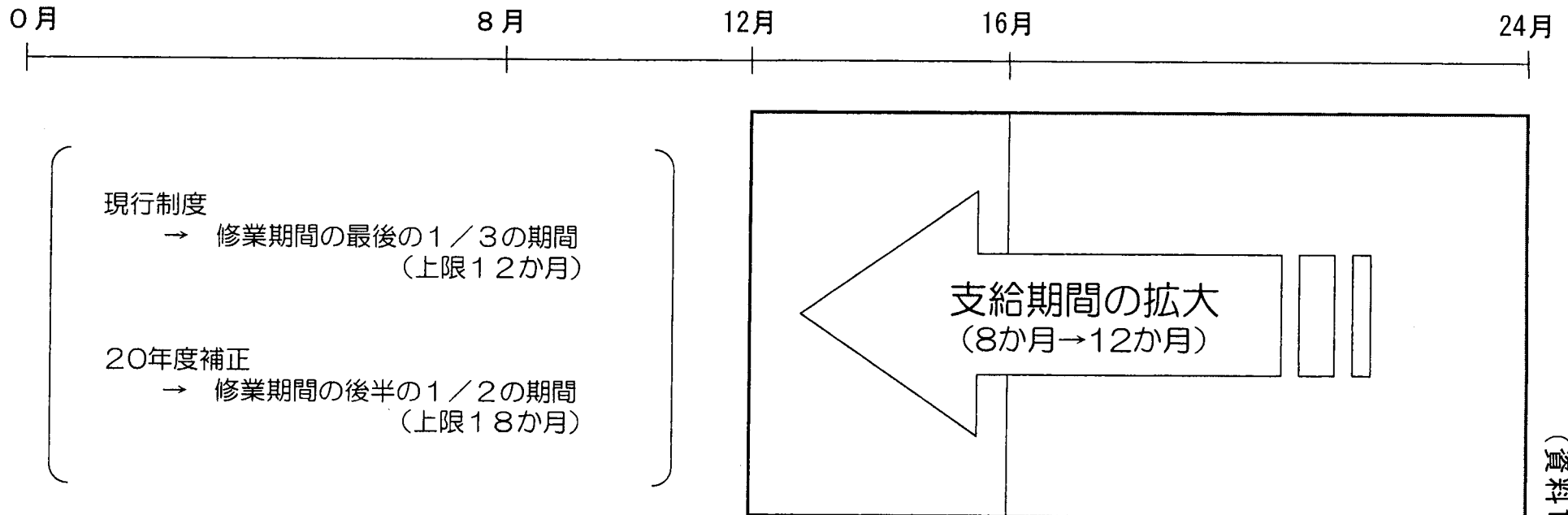
(高等技能訓練促進費の支給期間の拡充)

- 母子家庭の母が看護師、介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得することを支援するため、高等技能訓練促進費の支給期間について、現行の修業期間の最後の3分の1の期間から、修業期間の後半の1/2の期間に拡充する。

※ 高等技能訓練促進費

市町村民税非課税世帯月額10万3,000円、課税世帯月額5万1,500円を支給

例) 2年間の介護福祉士訓練コースを利用する場合



(資料13)

委託訓練活用型デュアルシステム

1. 事業の目的

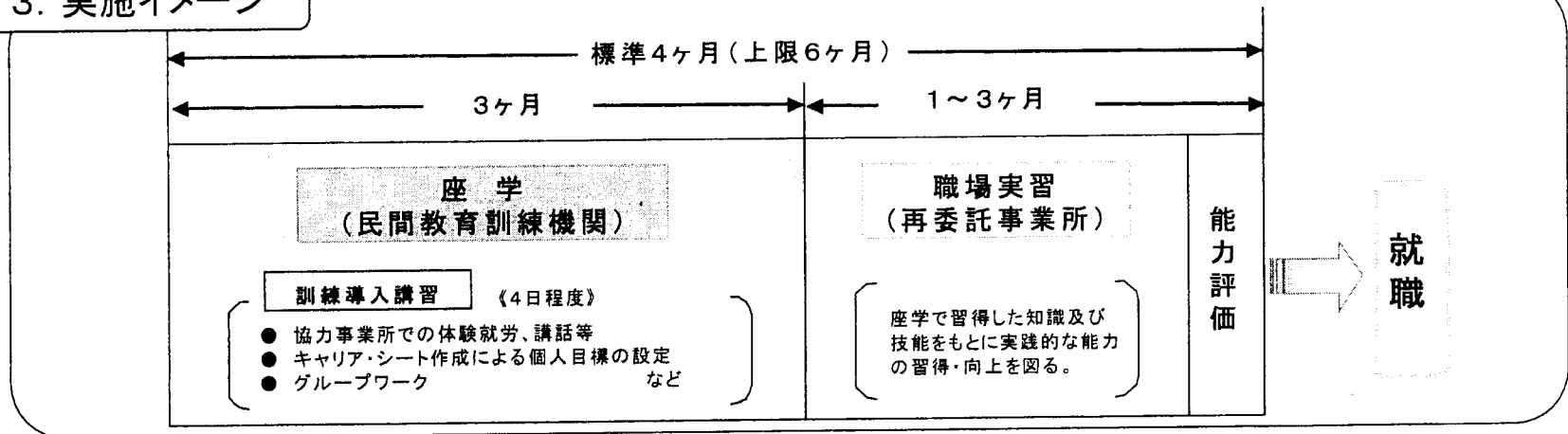
フリーターや子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった方々に対し、訓練受講意欲の喚起から専門学校等の民間教育訓練機関での座学訓練、企業等における実習を一貫した形で講じることで実践的な職業能力を付与し、安定就労への移行を図る。

また、訓練修了後に実習先事業主による実務能力の評価を行うことで就職支援の強化を図る。

2. 訓練の概要

- ① 訓練期間 : 標準4ヶ月（上限6ヶ月）
- ② 対象者 : フリーターや子育て終了後の女性等の職業能力形成機会に恵まれなかった者
- ③ 受講申込 : ハローワークの職業相談窓口
- ④ 受講料 : 無料（ただし、テキスト代等は自己負担）
- ⑤ 訓練内容 : IT関係、経理事務、営業・販売、医療事務、介護福祉等

3. 実施イメージ



「訓練期間中の生活保障のための給付ができる制度」の創設及び拡大

<改正前の制度>

職業能力形成機会に恵まれない者が安心して訓練を受けられるよう、委託訓練活用型デュアルシステム受講者等に対する生活費を加味した貸付けを行うもの（技能者育成資金制度）。

- 貸付要件
所得が150万円以下の者
- 貸付額 46,200円

- 返還
訓練修了後6か月を経過した後、16年以内の年賦、半年賦等の方法により返還。

《給付ができる制度の創設、貸付額の引上げ等》

一次補正

- 貸付要件
 - ・所得が200万円以下の者
 - ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者

- 貸付額
46,200円、100,000円

- 返還免除要件【創設】
 - ・年長フリーター（25～34歳）
 - ・30代後半の不安定就労者
 - ・母子家庭の母親

のうち、次の要件のどちらも満たすもの
(i) 所得が150万円以下の主たる生計者
(ii) 訓練を適切に修了したこと

※H20.11.4制度改正

二次補正

※H21.1.1から適用

生活対策

- 貸付要件
 - ・所得が200万円以下の者
 - ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者

- 貸付額
46,200円、100,000円
→扶養家族を有する者に対する貸付額：120,000円

- 返還免除要件
 - ・年長フリーター（25～34歳）
 - ・30代後半の不安定就労者
 - ・母子家庭の母親
 - ・40歳以上の者

のうち、次の要件のどちらも満たすもの
(i) 所得が200万円以下の主たる生計者
(ii) 訓練を適切に修了したこと

《貸付要件の拡充、返還免除要件の拡充等》

新たな雇用対策

- 貸付要件
所得が200万円以下のいずれかの者
 - ・委託訓練活用型デュアルシステム受講者
 - ・離職した派遣労働者等
 - ・橋渡し訓練受講者

- 貸付額
46,200円、100,000円
→扶養家族を有する者に対する貸付額：120,000円

- 返還免除要件
 - ・25歳未満の者を追加し、年齢等の要件を撤廃

貸付者のうち、次の要件のどちらも満たすもの
(i) 所得が200万円以下の主たる生計者
(ii) 訓練を適切に修了したこと

【返還免除額】

貸付額	46,200円	100,000円	120,000円
(1)求職活動を行っている場合	36,960円	80,000円	100,000円
(2)就職した場合	46,200円	100,000円	120,000円

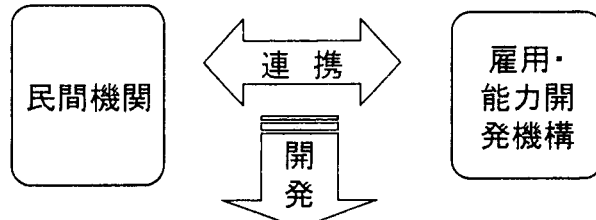
母子家庭の母等を対象とした訓練の整備

母子家庭の母等に対する相談・支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同し、母子家庭の母等の特性に応じた訓練運営マニュアル及びモデルカリキュラムを整備するとともに、当該モデルカリキュラム等を活用した訓練コースを民間機関等において実施することにより、母子家庭の母等の就業促進を図る。

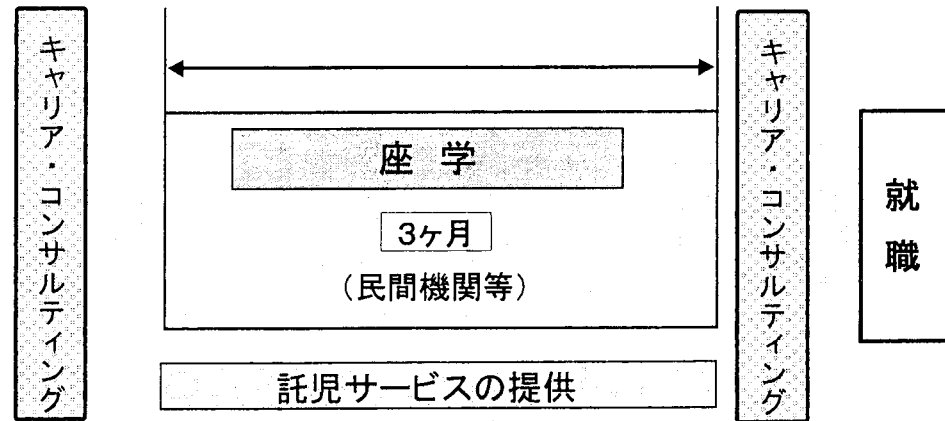
訓練の流れ

(1) モデルカリキュラムの開発(年度前半)

(2) 職業訓練の実施(年度後半)



- ① マニュアルの整備
 - ・精神的なダメージを負っていることを踏まえた指導上の配慮・心理的配慮
 - ・話しかけ方、接し方等に対する配慮
- ② モデルカリキュラムの開発
 - ・訓練ニーズの把握
- ③ 適切な訓練の運用
 - ・実施に先立って、委託先の担当者を集め研修を実施



(受講料・託児サービスは無料)



概 要

マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国12箇所(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

マザーズサロン(平成19年度より設置)

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」(36県各1箇所ずつ)を設置して同様のサービスを展開。

マザーズコーナー(平成20年度より設置)

- ・20年度においては、事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」(全国50箇所)を設置して同様のサービスを展開。
- ※ 20年度第1次補正予算により10箇所、平成21年度予算によりさらに40箇所を設置予定。

支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介等による総合的かつ一貫した支援の実施

○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービスの提供

- ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供、保育所入所の取次ぎ等

○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保

平成21年度母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の表彰実施要領
(はたらく母子家庭応援企業表彰)

1 趣旨・目的

母子家庭の母の自立の促進を図るためには、その就業の支援策を図ることが極めて重要である。

平成20年度も引き続き、雇用均等・児童家庭局において、母子家庭の母を雇用している企業等、母子福祉団体等に事業を発注している企業等母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰し、もって母子家庭の母の就業促進に向けた社会的機運の醸成を図るものとする。

2 被表彰者

以下の項目にいずれも当てはまる企業等であって、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する「母子福祉団体」以外のもの。

- (1) 母子家庭の母の就業促進について理解があること。
- (2) 母子家庭の母が継続的に就業可能となっているなど職場環境が良好であること。
- (3) 母子家庭の母を相当数雇用し、又は母子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っていること。
- (4) 重大悪質な法令違反がないこと。
- (5) 過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。

3 表彰者

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長とする。

4 候補企業等の募集及び推薦について

募集は公募とするとともに（自薦他薦を問わない）、地方公共団体より推薦を受け付ける。

5 募集期間

平成21年3月2日～平成21年3月31日までの約1か月間

6 選考方法

- (1) 応募書類については書面による審査を原則とするが、必要に応じて応募内容の詳細について事務局においてヒアリングを実施する。
- (2) 事務局による書面審査等の結果を基に、上記2の対象となる企業等の中から、下記7の審査委員会で受賞企業等を決定するものとする。

7 受賞企業等の決定

上記4により応募を受け付けた企業等について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局内に審査委員会を設け選考する。

8 受賞企業の発表及び表彰

平成21年5月末までを目途に行う。

9 事務局（問い合わせ先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
電話：03-5253-1111（内線7959）
ファクシミリ：03-3595-2663

養育費相談支援センターについて

養育費相談支援センター設置の趣旨

- 養育費の取り決め率・受給率の増
- ひとり親家庭の生活の安定・子どもの健やかな成長



- 夜間・休日を含め利用しやすく、簡易・迅速な養育費の取り決めや確保をサポートする相談機関の確保を図る。
- 相談担当者の養成と各地の相談機関の業務支援を行う。

《養育費の相談支援のスキーム》



国

委託

養育費相談支援センター

- 養育費に係る各種手続について分かりやすい情報提供
→HPへの掲載、パンフレットの作成
- 地方公共団体等において養育費相談にあたる人材の養成のためのプログラム作成と研修会の実施
- 地方公共団体が行う研修への講師の派遣
- 母子家庭等就業・自立支援センター等に対する支援
(困難事例への支援)
- 母子家庭等に対する電話・メールによる相談

電話番号：03-3980-4108
E-mail：info@youikuhi.or.jp



地方公共団体

実施・委託

母子家庭等就業・自立支援センター

- リーフレット等による情報提供
- 養育費の取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談・調整等の支援
- 母子家庭等への講習会の開催

・研修
・研修講師の派遣
・サポート

・困難事例の相談

母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等（平成20年10月1日現在）

①母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する。

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成16年度	47か所 (100.0%)	12か所 (92.3%)	21か所 (60.0%)	80か所 (84.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	13か所 (92.9%)	23か所 (62.2%)	83か所 (84.7%)
平成18年度	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	32か所 (86.5%)	94か所 (94.9%)
平成19年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	35か所 (100.0%)	99か所 (100.0%)
平成20年度 (予定)	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	39か所 (100.0%)	103か所 (100.0%)

③高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。

○修学期間の最後の1/3の期間（12ヶ月を限度）

○月額10万3千円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所 (61.7%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	91か所 (13.8%)	127か所 (16.9%)
平成16年度	37か所 (78.7%)	5か所 (38.5%)	24か所 (68.6%)	186か所 (26.6%)	252か所 (31.8%)
平成17年度	40か所 (85.1%)	11か所 (78.6%)	29か所 (78.4%)	265か所 (33.9%)	345か所 (39.2%)
平成18年度	42か所 (89.4%)	14か所 (93.3%)	29か所 (78.4%)	376か所 (49.4%)	461か所 (53.6%)
平成19年度	45か所 (95.7%)	17か所 (100.0%)	29か所 (82.9%)	455か所 (59.2%)	546か所 (63.0%)
平成20年度 (予定)	46か所 (97.9%)	17か所 (100.0%)	34か所 (87.2%)	563か所 (73.1%)	660か所 (75.6%)

⑤母子家庭及び寡婦自立促進計画

地域の実情に応じて、計画的に母子家庭等施策を実施できるよう、講じようとする施策の基本となるべき事項、福祉サービスの提供や職業能力の向上の支援等母子家庭等の生活の安定と向上のための措置に関する計画を策定する。

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	44か所 (93.6%)	15か所 (100.0%)	24か所 (64.9%)	97か所 (12.7%)	180か所 (22.1%)
平成19年度	46か所 (97.9%)	17か所 (100.0%)	26か所 (74.3%)	117か所 (15.2%)	206か所 (23.8%)
平成20年度 (予定)	46か所 (97.9%)	17か所 (100.0%)	29か所 (74.4%)	130か所 (16.9%)	222か所 (25.4%)

②自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。

○受講料の2割相当額（上限10万円、下限4千円）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所 (74.5%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	116か所 (17.6%)	158か所 (21.0%)
平成16年度	45か所 (95.7%)	7か所 (53.8%)	24か所 (68.6%)	251か所 (36.0%)	327か所 (41.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	14か所 (100.0%)	32か所 (86.5%)	346か所 (44.3%)	439か所 (49.9%)
平成18年度	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	33か所 (89.2%)	525か所 (69.0%)	620か所 (72.1%)
平成19年度	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	33か所 (94.3%)	613か所 (79.8%)	710か所 (81.9%)
平成20年度 (予定)	47か所 (100.0%)	17か所 (100.0%)	38か所 (97.4%)	682か所 (88.6%)	784か所 (89.8%)

④母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施することを目的として、母子自立支援プログラム策定員を福祉事務所等に設置する。

※平成18年度より本格実施

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度	27か所 (57.4%)	12か所 (80.0%)	14か所 (37.8%)	152か所 (20.0%)	205か所 (23.8%)
平成19年度	40か所 (85.1%)	17か所 (100.0%)	29か所 (82.9%)	320か所 (41.7%)	406か所 (46.8%)
平成20年度 (予定)	42か所 (89.4%)	17か所 (100.0%)	34か所 (87.2%)	399か所 (51.8%)	492か所 (56.4%)

平成20年度実施予定状況(平成20年10月1日現在)

		都道府県					市等					
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業		
北海道・東北ブロック	1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎	札幌市、旭川市、函館市、千歳市、滝川市、釧路市(6/35)	札幌市、旭川市、函館市(3/3)	(0/32)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、小樽市、滝川市、砂川市、深川市、士別市、名寄市、富良野市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、根室市(25/35)	札幌市、旭川市、函館市、江別市、千歳市、北斗市、小樽市、釧路市(15/35)	札幌市、旭川市、函館市、石狩市、滝川市(北斗市、北見市、網走市、紋別市、士別市、名寄市、富良野市、留萌市、稚内市在住者分は道の事業対象に含め実施)(14/35)
	2 青森県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	青森市(1/1)	(0/9)	弘前市、むつ市(2/10)	(0/10)	青森市、弘前市(2/10)
	3 岩手県	◎	◎	◎	◎	◎	盛岡市(1/13)	(盛岡市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/12)	盛岡市、八幡平市、花巻市、北上市、奥州市、一関市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、宮古市、久慈市、二戸市(12/13)	盛岡市、八幡平市、北上市、一関市、大船渡市、宮古市、久慈市(7/13)	盛岡市、北上市、釜石市、遠野市、宮古市、久慈市(左記以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)
	4 宮城県	◎	◎	◎	◎	◎	仙台市(1/13)	仙台市(1/1)	(0/12)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(1/13)
	5 秋田県	◎	◎	◎	◎	◎	秋田市、にかほ市(2/13)	秋田市(1/1)	(0/12)	秋田市、能代市、大館市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、仙北市(7/13)	大館市(1/13)	秋田市、大館市(2/13)
	6 山形県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	—	(0/13)	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市、天童市(7/13)	鶴岡市、酒田市(2/13)	山形市、酒田市、鶴岡市(3/13)
	7 福島県	◎	◎	◎	◎	◎	郡山市、いわき市(2/13)	郡山市(いわき市在住者分は県の事業対象に含め実施)(2/2)	(0/11)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/13)	(0/13)

		都道府県					市等					
		母子家庭及び専 婦自立促進計画	母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	自立支援給付金事業		母子自立 支援プロ グラム策定等 事業	母子家庭及び専 婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プロ グラム策定等事業
				自立支援教 育訓練給 付金事業	高等技能訓 練促進費事 業			母子家庭等 就業・自立 支援セン ター事業	一般市等就 業・自立支 援事業	自立支援教育訓練 給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
8	茨城県	◎	◎	◎	○	◎	鹿嶋市(1/32)	-	(0/32)	(県内市在住者分も県の事 業対象に含め実施)(32/32)	(県内市在住者分も県の事 業対象に含め実施)(32/32)	(県内市在住者分 も県の事業対象に 含め実施)(32/32)
9	栃木県	◎	◎	◎	◎	◎	宇都宮市、足利 市、小山市、さくら 市、下野市、鹿沼 市、大田原市、那 須烏山市、栃木 市、佐野市、矢板 市、日光市(12/14)	宇都宮市 (1/1)	(0/13)	宇都宮市、足利市、栃木市、 佐野市、鹿沼市、日光市、小 山市、真岡市、大田原市、矢 板市、那須塩原市、さくら 市、那須烏山市、下野市 (14/14)	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、 日光市、小山市、矢板市、さ くら市(7/14)	宇都宮市、足利 市、栃木市、佐野 市、鹿沼市、日光 市、小山市、真岡 市、大田原市、矢 板市、那須塩原 市、さくら市、那須 烏山市、下野市 (14/14)
10	群馬県	◎	◎	◎	◎	◎	沼田市(1/12)	-	(0/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊 勢崎市、太田市、沼田市、館 林市、渋川市、藤岡市、富岡 市、安中市、みどり市 (12/12)	前橋市、高崎市、桐生市、伊 勢崎市、太田市、沼田市、館 林市、渋川市、藤岡市、富岡 市、安中市、みどり市 (12/12)	桐生市、伊勢崎 市、太田市、藤岡 市(左記以外の市 在住者については 県の事業対象に含 め実施)(12/12)
11	埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	さいたま市、川越 市、熊谷市、川口 市、行田市、秩父 市、飯能市、加須 市、深谷市、上尾 市、狭山市、越谷 市、戸田市、入間 市、鳩ヶ谷市、和 光市、新座市、桶 川市、久喜市、北 本市、八潮市、蓮 田市、幸手市、 鶴ヶ島市、日高市 (25/40)	さいたま 市、川越市 (2/2)	(0/38)	さいたま市、川越市、熊谷 市、川口市、行田市、秩父 市、所沢市、飯能市、加須 市、本庄市、東松山市、春日 部市、狭山市、羽生市、鴻巣 市、越谷市、蕨市、戸田市、 入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、 志木市、和光市、新座市、桶 川市、久喜市、北本市、八潮 市、富士見市、三郷市、蓮田 市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島 市、日高市、吉川市、ふじみ 野市(40/40)	さいたま市、川越市、熊谷 市、川口市、行田市、秩父 市、所沢市、加須市、本庄 市、東松山市、春日部市、狭 山市、羽生市、鴻巣市、深谷 市、上尾市、草加市、越谷 市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷 市、朝霞市、志木市、和光 市、桶川市、久喜市、北本 市、八潮市、三郷市、蓮田 市、坂戸市(31/40)	さいたま市、川越 市、行田市、狭山 市、新座市、鶴ヶ 島市(左記以外の 市在住者分は県の 事業対象に含め実 施)(40/40)

		都道府県					市等					
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
関東ブロック	12 千葉県	◎	◎	◎	◎		千葉市、船橋市、松戸市、野田市、八千代市(5/36)	千葉市、船橋市、柏市(3/3)	浦安市(1/33)	千葉市、船橋市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、市川市、浦安市、松戸市、流山市、我孫子市、野田市、佐倉市、白井市、旭市、南房総市、木更津市、君津市、袖ヶ浦市、市原市、習志野市、成田市、四街道市、印西市、山武市、館山市、富里市、茂原市(27/36)	千葉市、船橋市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、野田市、白井市、木更津市、市原市、習志野市、流山市、袖ヶ浦市、旭市(17/36)	千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、野田市、流山市、浦安市(6/36) (8/36)
	13 東京都	◎	◎	◎	◎	◎	中央区、港区、新宿区、世田谷区、杉並区、八王子市、府中市、調布市、国分寺市、(9/49)	-	小金井市(1/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市(46/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、日野市、東村山市、国分寺市、福生市、狛江市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、あきる野市、西東京市(40/49)	港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、日野市、国分寺市、福生市、狛江市、清瀬市、武蔵村山市、稲城市、あきる野市、西東京市(33/49)
	14 神奈川県	◎	◎	◎	◎		横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市(5/19)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市(4/4)	(0/15)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市(17/19)	横浜市、川崎市、相模原市(3/19)
	15 新潟県	◎	◎	◎	◎	○	新潟市、柏崎市、阿賀野市(3/20)	新潟市(1/1)	(0/19)	新潟市、長岡市、上越市、柏崎市、十日町市、燕市、佐渡市、三条市、五泉市、魚沼市、南魚沼市(11/20)	新潟市、上越市、燕市、南魚沼市(4/20)	新潟市、上越市(2/20)

		都道府県					市等					
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業	母子家庭及び寡婦自立促進計画	就業・自立支援事業		自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定等事業
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業			母子家庭等就業・自立支援センター事業	一般市等就業・自立支援事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	
16	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/13)	—	(0/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(13/13)	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、南アルプス市、上野原市、北杜市(7/13)
17	長野県	◎	◎	◎	◎	◎	長野市(1/19)	(長野市在住者分は県の事業対象に含め実施)(1/1)	(0/18)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市(17/19)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市(14/19)	小諸市(1/19)
18	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	静岡市、浜松市、沼津市(3/23)	静岡市、浜松市(2/2)	(0/21)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、裾野市(23/23)	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、掛川市、御殿場市、袋井市、下田市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、裾野市(19/23)	静岡市、浜松市(左記以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(23/23)
19	富山県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/10)	富山市(1/1)	(0/9)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)
20	石川県	◎	◎	◎	◎	◎	金沢市、小松市(2/10)	金沢市(1/1)	(0/9)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(8/10)	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(7/10)	金沢市、小松市、輪島市、加賀市、能美市(5/10)
21	福井県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	—	(0/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市(9/9)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(9/9)